

「学校教育で求められる教員の人権意識」



7月24日（月）に、人権尊重教育研修会を行いました。

今年度も、昨年度に引き続き、弁護士の関哉直人（せきや なおと）先生をお迎えし、上記のテーマでご講演をいただきました。

前半は、関哉先生の講義、後半は人権に配慮したより良い指導を考えるためにグループに分かれて事例検討会を実施しました。講義の中では、「いじめ」や「学校事故における対応」、「生徒指導と児童・生徒の人権、障害への配慮」「体罰及び不適切な行為の現状と必要な対応」「宗教上の問題への対応」について、詳しく説明をしていただきました。また、「LGBT等に係る児童・生徒への対応」では、「性同一性障害や性的指向・性自認に関わる、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」という、文部科学省が作成したリーフレットを参考に、学校における対応の現状と望ましい対応や配慮等についてお話しいただきました。

後半の事例検討会では、「国際文化」「LGBT」「宗教」に関する3つの案件を取り上げ、問題点や改善策をグループごとに議論しました。グループで検討を行うことで、望ましい指導や支援について様々な切り口から示唆を得られたことは大きな成果となりました。

関哉先生は、まとめとして、次のようなお話をされました。

「2016年の『障害者差別解消法』施行により合理的配慮が必須となり、生じている困難に対し、どのように対応していくかを話し合ったり決めたりすることが不可欠な世の中になりました。『性』や『宗教』についても『障害』と共通点があると感じます。自分がそれを理解できるか、心の垣根を解消できるか…事前に周囲が学習の機会を設けることも大切です。また、学校で行ってきた『合理的配慮』が、進路先でも引き継がれるように対応していかなければなりません。どんなケースも、当事者と周囲の『建設的な対話』が大切であり、本人の意向を尊重するようにしていただきたいです。」

障害のみでなく、「異文化」「性」「宗教」といった、より身近になってきた多様性に対しても、当事者の気持ちを思いやり、「建設的な対話」を行いながらより良い対応を考え、学習や指導を行っていくことが、指導者として大切なのだということを考えさせられました。

今後も、児童・生徒が心健やかに、より良い成長ができる場所を提供し続けられるよう、研修での成果を生かして教職員一同頑張っていきます。

（文責：研修研究部 市川）